

証券コード 3372
平成29年6月8日

株主のみなさまへ

大阪市西区北堀江二丁目3番3号
株式会社 関門海
代表取締役社長 田中正

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月23日（金曜日）午前11時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市住吉区住吉二丁目9番89号
住吉大社吉祥殿1階「明石の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第29期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ・資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kanmonkai.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【お知らせ】

第29期定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「玄品ふぐ」事業の収益体質確立を柱とした第二次中期経営計画「成長計画」を実行中であり、当事業年度はその2年目として成長が加速するよう、一流の接客に向けた店舗現場力の強化、価値ある美味しさに向けたメニュー開発・食材の追求、高収益化に向けたフランチャイズ開発等事業拡大への取組を積極的に行ってまいりました。また、経営上の重要な課題である財務体質の改善及び安定的な運転資金確保を目的として、7月に第三者割当増資により総額約5億円の払込を受けるとともに、9月には金融機関との交渉により計画より1年前倒しで借入条件の見直しを伴うシンジケートローンを実行したことにより、課題は改善され、今後は機動的な資金調達が行いやすい環境となりました。

まず、主力事業であるとらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」において、継続して美味しさの追求を行い付加価値の高い商品を提供したことによるお客様満足度向上、夏季閑散期対策のためのイタリアンメニューへの取組、季節ごとの限定コースメニューのリニューアル販売、地域性を重視した積極的な予約獲得の営業活動、インバウンドのお客様増加に向けた情報発信の徹底やホスピタリティの強化等により、当事業年度は既存店舗においては前期比106.9%のお客様にご来店いただきました。また、フランチャイズ事業においても、「エリアFC制度」による全国展開を進めており、当事業年度は新たに地域初出店の「那覇国際通里の関」「浜松乃関」「善光寺口乃関」「富山乃関」に、「京都駅前関」「千葉の関」を加えた6店舗の開店に至りました。このほか、「玄品ふぐ」海外フランチャイズ展開に向けた取組を本格化し、新たに東南アジア及び中国におけるマスターフランチャイズ契約の締結を行うとともに、初の海外エリアフランチャイズとしてシンガポールの出店準備（平成29年4月開店）を行いました。

以上の結果、当事業年度末における「玄品ふぐ」の直営店舗数は、直営店舗のフランチャイズ店舗化により前事業年度末から1店舗減少し40店舗（東日本地区27店舗、西日本地区13店舗）となり、当事業年度の「玄品ふぐ」の売上高は3,301百万円（前期比1.7%増）となりました。また、フランチャイズ店舗数は、前事業年度末から6店舗増加し48店舗（東日本地区22店舗、西日本地区26店舗）となり、とらふぐ等の食材販売、ロイヤリティ等による当事業年度の売上高は779百万円（前期比31.5%増）、フランチャイズ店舗における店舗末端売上高は2,042百万円（前期比23.7%増）となりました。「玄品ふぐ」以外のその他の店舗につきましては、1店舗減少し11店舗となり、ふぐ・かに業態は堅調に推移したものの、それ以外の売上高が減少したこと等により、当事業年度のその他の売上高は630百万円（前期比5.4%減）となりました。

以上の結果、直営店舗及びフランチャイズ店舗を合わせた当事業年度末における店舗数は前事業年度末から4店舗増加し99店舗となり、当事業年度の売上高は4,710百万円（前期比4.6%増）となりました。

一方、利益面に関しては、付加価値の高い商品を提供するため、価格の高い天然物や養殖でも大型のとらふぐの仕入を強化するとともに、生産者協力のもとお客様満足度の高い品質の良いこだわりのある野菜等への変更を行いました。販売価格を据え置いたことに加え、閑散期需要確保のため比較的割安な商品を提供したことにより、原価率は、直営店舗で前年比1.2ポイント上昇、全体では原価率の高いフランチャイズ事業の売上シェアが高くなったこともあり前年比2.9ポイント上昇しました。さらに、広告宣伝費や従業員負荷逡減を図るため商品配送の見直しを行ったことによる運送費の増加等により、営業利益は170百万円（前期比1.8%減）となりました。営業外費用として、財務体質強化を図るべく第三者割当増資関連費用として22百万円及びシンジケートローン実行手数料36百万円を計上した結果、経常利益は53百万円（前期比52.2%減）となりました。さらに、特別損失として、店舗等の閉鎖に係る店舗閉鎖損失21百万円、不採算店舗や契約満了に伴う店舗閉鎖の減損損失36百万円等を計上したこと等により、当期純損失は17百万円（前期は当期純利益20百万円）となりました。

なお、平成29年3月に、従前より事業を停止しておりました連結子会社である株式会社だいもん及び株式会社関門福楽館を清算したことにより、平成29年3月期より非連結決算に移行いたしました。それに伴い、前期との比較の際には、前期の計算書類の数値を使用しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は50百万円であります。その主なものは、既存店舗の改装・改修等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、主要食材であるとらふぐの一括仕入等に充当するため、平成28年7月13日に第三者割当てにより1,850,000株の新株式を発行し、499百万円の資金調達を行いました。

また、当事業年度において、安定した運転資金の調達を行うため、金融機関との交渉によりシンジケートローンを組成し、3,100百万円の借入を実行しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第26期 (平成26年3月期)	第27期 (平成27年3月期)	第28期 (平成28年3月期)	第29期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売上高	4,369,004	4,387,755	4,505,567	4,710,941
経常利益	88,321	170,013	112,421	53,788
当期純利益又は当期純損失(△)	△50,889	65,032	20,081	△17,448
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△5.47	6.77	2.03	△1.55
総資産	4,141,742	4,184,084	4,105,905	4,074,475
純資産	165,770	327,148	348,196	830,790
1株当たり純資産額(円)	17.24	33.02	35.05	70.53

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当事業年度より、非連結決算に移行したため、平成28年3月期以前についても、計算書類の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(注) 当社は、平成29年3月17日を清算終了日として、従前より事業を停止しておりました連結子会社である株式会社だいもん及び株式会社関門福楽館を清算いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 主力業態である「玄品ふぐ」の業態競争力の向上

「玄品ふぐ」の店舗運営強化、新商品の開発及び品質の向上、店舗設備改装の継続、うなぎなどの新食材の販売等新たな閑散期対策、インバウンド需要の取込強化、フランチャイズの全国拡大及び海外展開等により業態競争力の向上を図り、強固な収益基盤を確立してまいります。

② 収益体質の確立・向上

当社の重視する売上高営業利益率が低い要因としまして、閑散期である夏季の収益性悪化、非効率性等があげられます。高い利益率へと回復するため、まず、今までとは違う新たな閑散期需要の開拓を行うため、新商品の開発及び周知の徹底や旅行会社との提携による海外旅行客の取込強化等、夏季顧客の新規獲得に注力いたします。また、当社各店舗の特性を的確に捉え、個店ごとに効果の高い施策を実施することにより、売上高の増加を図りつつ、その一方で、本部体制を最適化すること等による本部コストの効率的な使用を徹底することによる適正化等により収益体質の確立・向上を目指します。

③ 財務基盤の強化

当社は、借入条件の見直しを伴うシンジケートローンを実行したこと等により、財務体質は改善されましたが、今後の成長計画に対する資金需要に対応するため、業績の改善、在庫の適正化等による営業キャッシュ・フローの確保などにより財務基盤の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

① 「玄品ふぐ」等の専門飲食店の店舗展開、新規開発業態の運営、フランチャイズ本部の運営等

② 暖簾分け店舗や業務提携先への食材販売及びその他の事業

(6) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社 大阪市西区北堀江二丁目3番3号

東京本部 東京都中央区日本橋茅場町一丁目9番2号 稲村ビル9階

② 当社店舗

<直営店舗>

東日本地区店舗		西日本地区店舗	
都道府県名	店舗数（店）	都道府県名	店舗数（店）
東日本地区	32	西日本地区	19
北海道	1	三重県	1
東京都	20	大阪府	15
神奈川県	5	兵庫県	2
千葉県	3	京都府	1
埼玉県	3		

<フランチャイズ店舗>

東日本地区店舗		西日本地区店舗	
都道府県名	店舗数（店）	都道府県名	店舗数（店）
東日本地区	22	西日本地区	26
東京都	10	愛知県	2
神奈川県	6	大阪府	18
山梨県	1	兵庫県	2
埼玉県	1	京都府	2
千葉県	1	広島県	1
長野県	1	沖縄県	1
富山県	1		
静岡県	1		

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
151名	5名増	36.3歳	5.1年

(注) 使用人数にはパート社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,317,000千円
株式会社みずほ銀行	715,500千円
株式会社紀陽銀行	294,200千円
株式会社三井住友銀行	221,300千円
株式会社滋賀銀行	86,000千円
株式会社京都銀行	77,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,756,833株

（自己株式302,067株を除く）

(注)平成28年7月13日に実施した第三者割当増資による新株式の発行に伴い、発行済株式の総数は、1,850,000株増加しております。

(3) 株主数 8,559名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社 椿台	3,046,600株	25.91%
サントリー酒類株式会社	1,476,000株	12.55%
KGI ASIA LIMITED－ D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED	807,400株	6.87%
荒井 博	640,600株	5.45%
尾家産業株式会社	370,000株	3.15%
荒井 旺子	320,300株	2.72%
M&Aグローバル・パートナーズ株式会社	272,400株	2.32%
関門海福株会	80,900株	0.69%
山口 旺子	51,950株	0.44%
山口 晴緒	51,950株	0.44%

(注) 1. 当社は自己株式302,067株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
2. 持株比率は、自己株式（302,067株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年3月31日現在）

発行決議の日	平成27年4月22日	平成28年6月22日
新株予約権の数	3,200個	2,000個
目的となる株式の数	普通株式 320,000株	普通株式 200,000株
新株予約権の発行価額 (1個当たり)	170円	100円
行使価額(1株当たり)	171円	292円
権利行使期間	自 平成27年5月9日 至 平成35年5月8日	自 平成28年7月14日 至 平成36年7月13日
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,200個 目的となる株式数 320,000株 保有者数 3名
	社外取締役	1名
	監査役	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議の日	平成28年6月22日
新株予約権の数	3,430個
目的となる株式の数	普通株式 343,000株
新株予約権の発行価額 (1個当たり)	100円
行使価額(1株当たり)	292円
権利行使期間	自 平成28年7月14日 至 平成36年7月13日
使用人等への 交付状況	当社使用人 新株予約権の数 3,430個 目的となる株式数 343,000株 交付者数 72名

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 正	
取 締 役	大 村 美智也	商品・営業統括本部長
取 締 役	本 多 正 嗣	調達物流本部長 総料理長
取 締 役	松 下 義 行	非破壊検査(株)顧問 関西国際大学学長特別補佐・客員教授
常 勤 監 査 役	阿 井 公 宗	
監 査 役	近 藤 行 弘	弁護士 近藤行弘綜合法律事務所代表
監 査 役	小 田 利 昭	公認会計士 公認会計士小田事務所代表 清稜監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役松下義行氏は社外取締役であります。なお、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役近藤行弘氏、監査役小田利昭氏は社外監査役であります。なお、両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役小田利昭氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	22,120千円 (2,920千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	6,360千円 (2,400千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4名)	28,480千円 (5,320千円)

- (注) 1. 上記には、平成28年6月24日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、平成11年1月20日開催の第10期定時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成16年11月29日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 取締役のストック・オプションの報酬限度額は、平成20年2月28日開催の第19期定時株主総会において、年額60,000千円以内（うち社外取締役は年額3,000千円以内）と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松下義行氏は非破壊検査㈱の顧問及び関西国際大学学長特別補佐並びに客員教授を兼職しております。なお、当社と非破壊検査㈱及び関西国際大学との間には、開示すべき関係はありません。

監査役近藤行弘氏は、近藤行弘綜合法律事務所の代表を兼職しております。なお、当社と近藤行弘綜合法律事務所との間には、開示すべき関係はありません。

監査役小田利昭氏は、公認会計士小田事務所の代表及び清稜監査法人の代表社員を兼職しております。なお、当社と公認会計士小田事務所及び清稜監査法人との間には、開示すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	松下義行	取締役会における審議、報告に際して、長年に亘る大阪府警察においての高い見識と幅広い経験から発言を行っております。平成28年6月24日就任以降に開催の取締役会15回中14回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
監査役	近藤行弘	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。当事業年度開催の取締役会20回中20回、監査役会15回中15回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
監査役	小田利昭	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。当事業年度開催の取締役会20回中20回、監査役会15回中15回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人やまぶき

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,650千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	13,650千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令順守はもちろんのこと、当社及び子会社におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努める。

当社代表取締役は、コンプライアンス担当役員及び内部監査人を任命し、内部監査人は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき文書化又は電磁的媒体に記録し、整理・保存する。その他社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理を行う。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社代表取締役は、当社及び子会社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに業務に付随するリスク管理を行う。各部署においては、内在するリスクの把握、分析、評価を行ったうえ、業務マニュアルを作成しリスクマネジメントを行う。

内部監査人は、各部署ごとのリスク管理状況を監査し、結果を取締役会等で報告をする。新たなリスクが生じた場合に備え、予めリスク管理統括責任者を中心に必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるための各部署間の連携体制を構築しておく。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催する。全社的な目標を定め共有し、各取締役は、当該目標達成に向けて各部署における効率的な達成方法を定めるものとする。運営の結果については、定時の取締役会で報告、検証、分析され、全社的な業務効率化を図っていく。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制部署を定めるとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達並びに子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人と取締役からの独立性に関する事項

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて監査役と協議のうえ、同使用人を配置することができるものとする。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定等については、監査役の同意を得たうえで決定するものとし、独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役又は使用人は、監査役に対して当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況等につき速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。

(8) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令・諸規則等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備し、継続的に改善する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

①取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しています。当事業年度において取締役会を20回開催し、各議案について審議、業務執行状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

また、部門長以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も12回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

②監査役の職務執行

監査役は当事業年度において監査役会を15回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に意見交換を行うことで、取締役の執行業務の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③当社子会社における業務の適正の確保

当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことでその営業活動及び決裁権限などを把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

④反社会的勢力排除

取引先との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組を継続的に実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として積極的に配当を実施する方針ですが、財務体質の強化を最優先とすることが適切な経営判断であると考え、十分な内部留保が確保できるまでは無配とさせていただく予定であります。

~~~~~  
(注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額                | 科 目              | 金 額                |
|----------------|--------------------|------------------|--------------------|
| <b>資 産 の 部</b> |                    | <b>負 債 の 部</b>   |                    |
| <b>【流動資産】</b>  | <b>【2,787,123】</b> | <b>【流動負債】</b>    | <b>【1,611,877】</b> |
| 現金及び預金         | 1,038,892          | 買掛金              | 77,832             |
| 売掛金            | 238,530            | 短期借入金            | 1,001,000          |
| 商品及び製品         | 1,299,215          | 1年内返済予定の長期借入金    | 180,000            |
| 原材料及び貯蔵品       | 25,670             | リース債務            | 15,184             |
| 前払費用           | 60,709             | 未払金              | 230,272            |
| 繰延税金資産         | 76,464             | 未払費用             | 3,705              |
| 未収入金           | 38,231             | 未払法人税等           | 22,887             |
| その他            | 18,862             | 未払消費税等           | 38,278             |
| 貸倒引当金          | △9,454             | 預り金              | 8,644              |
| <b>【固定資産】</b>  | <b>【1,287,351】</b> | 前受収益             | 10,443             |
| (有形固定資産)       | (630,085)          | 賞与引当金            | 23,000             |
| 建物             | 527,963            | その他              | 628                |
| 構築物            | 7,897              | <b>【固定負債】</b>    | <b>【1,631,807】</b> |
| 機械及び装置         | 15,652             | 長期借入金            | 1,530,000          |
| 車両運搬具          | 172                | リース債務            | 39,226             |
| 工具、器具及び備品      | 77,557             | 預り保証金            | 62,581             |
| 建設仮勘定          | 841                | <b>負債合計</b>      | <b>3,243,685</b>   |
| (無形固定資産)       | (41,287)           | <b>純 資 産 の 部</b> |                    |
| 商標権            | 2,245              | <b>【株主資本】</b>    | <b>【829,263】</b>   |
| 特許権            | 1,351              | 資本金              | 897,461            |
| ソフトウェア         | 34,500             | 資本剰余金            | 1,006,458          |
| その他            | 3,190              | 資本準備金            | 596,346            |
| (投資その他の資産)     | (615,978)          | その他資本剰余金         | 410,111            |
| 投資有価証券         | 14,150             | 利益剰余金            | △786,658           |
| 出資金            | 370                | その他利益剰余金         | △786,658           |
| 長期前払費用         | 12,060             | 繰越利益剰余金          | △786,658           |
| 差入保証金          | 513,513            | 自己株式             | △287,998           |
| 繰延税金資産         | 75,877             | <b>【新株予約権】</b>   | <b>【1,527】</b>     |
| その他            | 8                  | <b>純資産合計</b>     | <b>830,790</b>     |
| <b>資産合計</b>    | <b>4,074,475</b>   | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>4,074,475</b>   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 4,710,941 |
| 売 上 原 価                 |         | 1,501,724 |
| 売 上 総 利 益               |         | 3,209,217 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 3,038,594 |
| 営 業 利 益                 |         | 170,623   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 635     |           |
| 受 取 地 代 家 賃             | 10,839  |           |
| 預 り 保 証 金 精 算 益         | 3,000   |           |
| そ の 他                   | 3,362   | 17,837    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 42,749  |           |
| 支 払 手 数 料               | 23,355  |           |
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料 | 36,200  |           |
| 増 資 関 連 費 用             | 22,500  |           |
| そ の 他                   | 9,866   | 134,672   |
| 経 常 利 益                 |         | 53,788    |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 69      | 69        |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 9,422   |           |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 1,126   |           |
| 店 舗 閉 鎖 損 失             | 21,884  |           |
| 減 損 損 失                 | 36,882  |           |
| そ の 他                   | 7,464   | 76,780    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |         | 22,923    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 24,904  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △30,379 | △5,474    |
| 当 期 純 損 失               |         | 17,448    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |             |              |             |          | 株 主 資 本 計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|--------------|-------------|----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金    |             | 自 株 己 式  |           |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |          |           |
| 平成28年4月1日 期首残高          | 647,711 | 346,596   | 410,111      | 756,708     | △769,210     | △769,210    | △287,998 | 347,211   |
| 事業年度中の変動額               |         |           |              |             |              |             |          |           |
| 新株の発行                   | 249,750 | 249,750   |              | 249,750     |              |             |          | 499,500   |
| 当期純損失                   |         |           |              |             | △17,448      | △17,448     |          | △17,448   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |              |             |              |             |          |           |
| 事業年度中の変動額合計             | 249,750 | 249,750   | －            | 249,750     | △17,448      | △17,448     | －        | 482,051   |
| 平成29年3月31日 期末残高         | 897,461 | 596,346   | 410,111      | 1,006,458   | △786,658     | △786,658    | △287,998 | 829,263   |

|                         | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------|-------|---------|
| 平成28年4月1日 期首残高          | 984   | 348,196 |
| 事業年度中の変動額               |       |         |
| 新株の発行                   |       | 499,500 |
| 当期純損失                   |       | △17,448 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 543   | 543     |
| 事業年度中の変動額合計             | 543   | 482,594 |
| 平成29年3月31日 期末残高         | 1,527 | 830,790 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

#### 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる計算書類の損益に与える影響は軽微であります。

#### 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「支払手数料」は8,071千円であります。

#### 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

#### 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,256,293千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 10,208,900株 | 1,850,000株 | 一株         | 12,058,900株 |

(注) 普通株式の増加は、平成28年7月13日を払込期日とする第三者割当増資による発行株式数(1,850,000株)によるものであります。

### 2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 302,067株    | 一株         | 一株         | 302,067株   |

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

### 4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,122,000株



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入又は新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引については、外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び出店等に伴う差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式のみを保有する方針であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を行う方針であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引の実行及び管理は、「デリバティブ取引内規」に従い経営支援部が行っており、また、この内規において、取引権限の限度及び取引限度額等については取締役会の決議で決定する旨が明示されており、当初の予測範囲外のリスクや損失が発生した場合には、経営支援部長が直ちに取締役会に報告することとなっております。

なお、現在当社では、デリバティブ取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(注) 2. 参照) また、重要性が乏しいものについては省略しております。

(単位：千円)

|               | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額   |
|---------------|-----------|-----------|------|
| (1) 現金及び預金    | 1,038,892 | 1,038,892 | —    |
| (2) 売掛金       | 238,530   | 238,530   | —    |
| (3) 差入保証金     | 30,487    | 30,071    | △415 |
| 資産計           | 1,307,910 | 1,307,495 | △415 |
| (1) 買掛金       | 77,832    | 77,832    | —    |
| (2) 短期借入金     | 1,001,000 | 1,001,000 | —    |
| (3) 未払金       | 230,272   | 230,272   | —    |
| (4) 長期借入金 (※) | 1,710,000 | 1,710,000 | —    |
| 負債計           | 3,019,104 | 3,019,104 | —    |

(※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

時価は、将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後、大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 14,150   |
| 差入保証金 | 483,026  |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから含めておりません。また、差入保証金のうち、返還予定日が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産(3) 差入保証金」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 1,038,892 | —       | —        | —    |
| 売掛金    | 238,530   | —       | —        | —    |
| 差入保証金  | 22,807    | 7,679   | —        | —    |

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 長期借入金 | 180,000 | 180,000     | 1,350,000   | —           | —           | —   |

## 減損損失に関する注記

減損損失を認識したグループ

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場 所         | 用 途 | 種 類           | 減 損 損 失 ( 千 円 ) |
|-------------|-----|---------------|-----------------|
| 東 京 都 2 店 舗 | 店 舗 | 建 物 及 び 構 築 物 | 34,699          |
|             |     | そ の 他         | 2,182           |
| 合 計         |     |               | 36,882          |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に直営店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、帳簿価額を将来にわたり回収する可能性がないと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定価額又はそれに準ずる方法により算定しています。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 減価償却超過額   | 22,407千円   |
| 繰越欠損金     | 315,978千円  |
| 貸倒引当金     | 2,917千円    |
| 未払事業税     | 3,954千円    |
| 賞与引当金     | 7,097千円    |
| 減損損失      | 25,985千円   |
| その他       | 19,083千円   |
| 繰延税金資産小計  | 397,425千円  |
| 評価性引当額    | △244,911千円 |
| 繰延税金資産合計  | 152,513千円  |
| 繰延税金負債    |            |
| 未収事業税     | 172千円      |
| 繰延税金負債合計  | 172千円      |
| 繰延税金資産の純額 | 152,341千円  |

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種類  | 会社等の名称    | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との関係    | 取引の内容     | 取引金額<br>(千円) | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-----------|---------------------|------------------|-----------|--------------|---------------|--------------|
| 子会社 | (株) 関門福楽館 | 所有<br>直接100%        | 資金の貸付<br>役員の兼任2名 | 資金の貸付(注1) | 39,100       | 関係会社<br>短期貸付金 | —            |
| 子会社 | (株) だいもん  | 所有<br>直接100%        | 資金の貸付<br>役員の兼任2名 | 資金の貸付(注1) | 2,600        | 関係会社<br>長期貸付金 | —            |

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。なお、取引条件及び取引条件の決定方針等については以下のとおりであります。

1. 子会社に対する貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 当社は、平成29年3月17日を清算終了日として、従前より、事業を停止しておりました連結子会社である株式会社だいもん及び株式会社関門福楽館を清算いたしました。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 70円53銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 1円55銭  |

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

株式会社関門海  
取締役会 御中

### 監査法人やまぶき

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 西 岡 朋 晃 ⑩ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 平 野 泰 久 ⑩ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関門海の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

|               |      |
|---------------|------|
| 株式会社 関門海      | 監査役会 |
| 常勤監査役 阿 井 公 宗 | ⓐ    |
| 社外監査役 近 藤 行 弘 | ⓑ    |
| 社外監査役 小 田 利 昭 | ⓒ    |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 資本準備金の額の減少の件

当社は、これまでの欠損を填補し、今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

#### 資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本準備金の額

平成29年3月31日現在の資本準備金の額596,346,988円のうち、376,546,829円を減少して、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を219,800,159円といたします。

##### (2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

平成29年6月23日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社は、会社分割による持株会社体制への移行を検討しておりますが、その移行準備を踏まえ、次のとおり定款の一部変更（目的の変更）を実施いたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                            | 変 更 案                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ~18. (条文省略) | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに <u>次の事業を営む会社及び外国の会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u><br>1. ~18. (現行どおり) |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため2名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | たなかただし<br>田中 正<br>(昭和38年3月8日生)     | 平成10年6月 ㈱珈琲館入社<br>平成14年7月 ㈱ネクストジャパン<br>(現Jトラスト㈱) 専務取締役<br>平成18年7月 ㈱アンビシヤス代表取締役<br>平成20年2月 当社取締役<br>平成22年2月 当社専務取締役グループ営業本部長<br>平成23年12月 当社代表取締役社長 (現任) | 32,500株    |
| 2     | おおむらみちや<br>大村 美智也<br>(昭和41年1月11日生) | 昭和60年4月 ふぐ半入店<br>平成元年5月 当社入社<br>平成16年6月 当社取締役 (現任)<br>平成19年1月 当社商品管理部長<br>平成20年2月 当社玄品ふぐ事業部長<br>平成23年12月 当社営業本部長<br>平成27年7月 当社商品・営業統括本部長 (現任)          | 11,000株    |
| 3     | ほんだしょうじ<br>本多 正嗣<br>(昭和31年6月1日生)   | 平成2年9月 ふぐ一開業<br>平成11年11月 当社入社<br>平成16年6月 当社監査役<br>平成18年2月 当社取締役 (現任)<br>平成19年1月 当社商品調達・物流部長<br>平成23年12月 当社調達物流本部長 (現任)<br>平成26年4月 当社総料理長 (現任)          | 25,100株    |
| 4※    | やまぐちくみこ<br>山口 久美子<br>(昭和47年3月21日生) | 平成10年2月 ㈱サンミート (現㈱椿台) 代表取締役 (現任)<br>平成23年12月 ㈱ヤタガラスホールディングス 代表取締役 (現任)<br>平成24年11月 当社入社<br>平成27年7月 当社執行役員C I 推進本部長兼商品・営業企画部長 (現任)                      | 35,400株    |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5※    | すみもと たけし<br>炭本 健<br>(昭和42年3月26日生)   | 平成2年4月 和光証券(株)入社 (現みずほ証券(株))<br>平成6年10月 (株)大阪有線放送入社 (現(株)USEN)<br>平成19年7月 (株)ネクストジャパンホールディングス<br>(現Jトラスト(株)) 代表取締役<br>平成28年9月 当社入社<br>平成29年1月 当社営業副本部長 (現任)                                                                                                         | 一株         |
| 6     | まつした よしゆき<br>松下 義行<br>(昭和19年8月28日生) | 平成9年3月 大阪府警察 東警察署長<br>平成10年3月 同第一方面本部長<br>平成11年3月 同刑事部長<br>平成13年2月 同警視監 大阪府警察退職<br>平成13年3月 大阪府警察信用組合理事長<br>平成13年4月 大阪市入札等監視委員会委員長<br>同事業見直し委員会委員<br>平成13年9月 大阪証券取引所上場委員会委員長<br>平成22年4月 非破壊検査(株)顧問 (現任)<br>平成26年1月 関西国際大学学長特別補佐・客員教授<br>(現任)<br>平成28年6月 当社社外取締役 (現任) | 一株         |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 松下義行氏は、社外取締役候補者であります。
4. 松下義行氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 松下義行氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る大阪府警察における幅広い経験に基づき、今後も、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけるものと判断したためです。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
6. 当社は、松下義行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、松下義行氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
8. 候補者番号4の山口久美子氏の戸籍上の氏名は田原久美子であります。



#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役である近藤行弘氏及び小田利昭氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

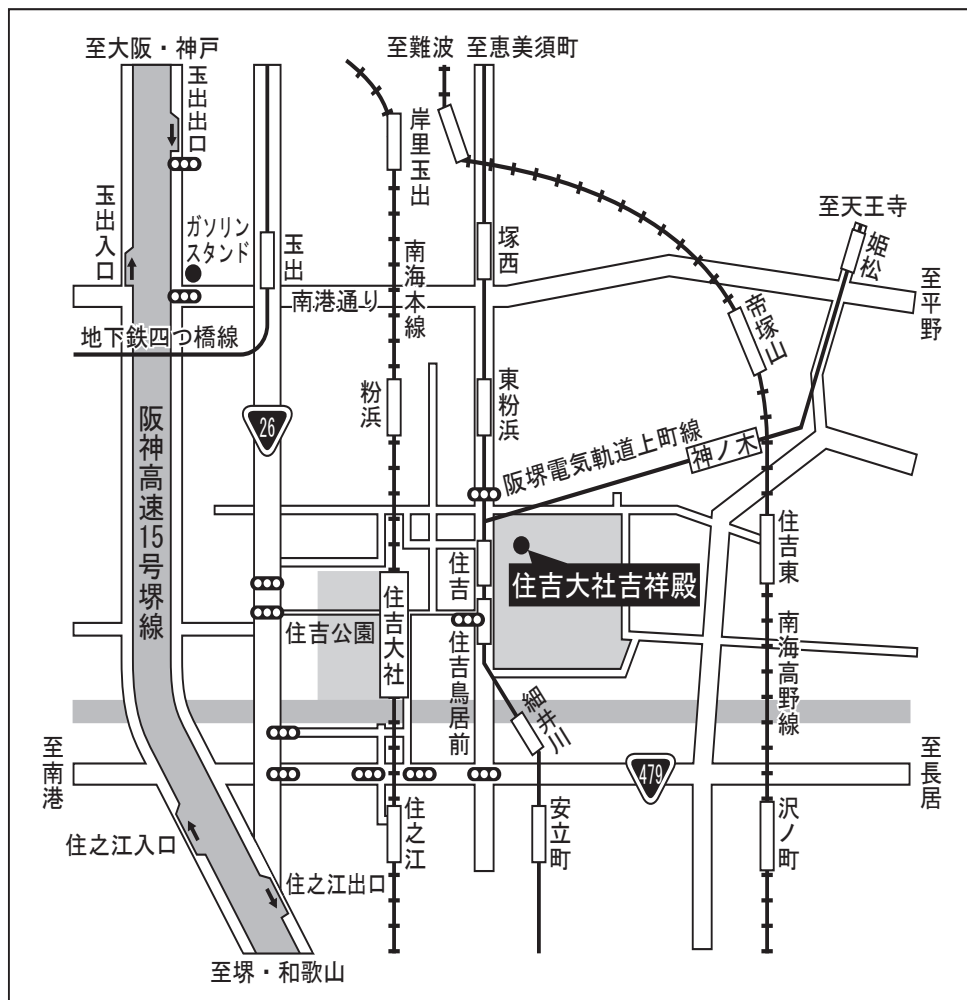
| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 近藤 行弘<br>(昭和32年9月22日生) | 平成3年4月 弁護士登録<br>平成7年2月 近藤行弘綜合法律事務所開業<br>同事務所代表(現任)<br>平成25年6月 当社社外監査役(現任)                                              | 一株         |
| 2     | 小田 利昭<br>(昭和33年8月30日生) | 平成元年10月 公認会計士登録<br>平成3年9月 税理士登録<br>平成3年10月 公認会計士小田事務所開業<br>同事務所代表(現任)<br>平成15年7月 清稜監査法人代表社員(現任)<br>平成25年6月 当社社外監査役(現任) | 一株         |

- (注) 1. 近藤行弘氏及び小田利昭氏は社外監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 近藤行弘氏及び小田利昭氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、両氏ともに4年となります。
4. 近藤行弘氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高い見識と幅広い経験を当社の監査体制の強化に活かしていただき、法律専門家としての見地から適切な助言をいただきたいためです。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
5. 小田利昭氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として財務関連を中心に高い知識と幅広い経験をもっており、経営の監視や適切な助言をいただきたいためです。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
6. 当社は、近藤行弘氏及び小田利昭氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、近藤行弘氏及び小田利昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

場 所 大阪市住吉区住吉二丁目 9 番89号  
住吉大社吉祥殿 1階「明石の間」



交 通 ●南海電鉄 南海本線「住吉大社」駅から東へ徒歩約3分  
南海高野線「住吉東」駅から西へ徒歩約5分  
※「なんば」駅から「住吉大社」駅・「住吉東」駅まで約10分

●阪堺電気軌道（路面電車）  
阪堺線・上町線「住吉」駅から徒歩すぐ  
※天王寺・阿倍野方面から「住吉」駅まで約15分